

建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

1. 建設廃棄物の処理は、廃棄物処理法及び島根県建設副産物処理要領に基づいて行うこと。
2. 建設廃棄物の処理を委託する場合は、建設廃棄物処理法の許可を得た業者に委託するか、個別指定を受けて適切に処理すること。この場合は、書面で委託契約を締結し、工事完成時に委託契約書を提示すること。
3. 建設廃棄物が適正に処理されたことを産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより確認し、処理完了後にD票及びE票、または電子マニフェストから印刷した受渡確認票（J W N E Tのロゴマーク付き）を提示すること。
またマニフェストをもとに種類毎の処理量の集計表（様式は問わない）を作成し、提出すること。
4. 受注者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。
5. 建設廃棄物の処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。
6. 本工事の施工に伴い発生した建設廃棄物は、以下により処理すること。

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

工事の現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出すること。ただし、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工場現場から直線で半径40メートルの範囲内の施設に原則搬出すること。

また、アスファルト・コンクリート塊については、再生加熱アスファルト混合物としてリサイクルを推進するため、原則次の条件を満たす施設へ搬出すること。

再生アスファルト骨材用受入施設（別紙参照）

- ・再生アスファルト合材施設
- ・中間処理施設のうちアスファルト・コンクリート塊を再生アスファルト骨材用として、再生アスファルト合材施設へ搬出する施設

2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）

【建設発生木材（伐根材等）を法面保護工事で再利用する場合】

本工事から発生した建設発生木材（建設廃材を除く）は、同一事業地内において、チップ吹付工の基盤材として利用する計画であり、下記により発生木材をチップ化すること。

破碎後は適切に管理すること。

再生利用用途	-	
再生利用予定時期	-	
木材チップ規格	-	
建設発生木材発生見込み量（A）	-	
建設発生木材チップ化見込み量（B）	-	
基板材用木材チップ必要量	-	
建設発生木材余剰見込み量（A）－（B）	-	
木材チップ保管場所	-	

工事完成検査時には下記状態に調整し、検査を受け引き渡すものとする。

- ①降雨時の流水の浸入を防ぐ溝切りや整地等を行った保管場所に、形状を整え集積すること。
なお、最大積み上げ高さは5m以下とすること。
 - ②囲いの設置：発生木材、虎ロープ等を用い、容易に倒伏しない囲いを集積した木材チップの周囲に設置すること。
 - ③掲示板の設置：60cm×60cm以上の表示板に下記事項を掲載し、見やすい場所に容易に倒壊しないように設置すること。
- 掲すべき事項 （1）保管者の名称、（2）連絡先（住所、電話番号、担当部署名）
（3）保管量m³、（4）保管期間 R 年 月～R 年 月

【建設発生木材を再資源化施設へ搬出する場合】

工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出すること。ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設がない場合、または以下の①及び②の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）することができるものとする。

- ①工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
- ②縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

3) 建設汚泥

建設汚泥を改良処理し現場内利用及び工事間利用する場合は、別記11「建設汚泥の処理及び再生利用に関する特記仕様書」によるが、中間処理（脱水等の縮減）～最終処分場に搬出する場合は本特記仕様書7による。

7. 本工事の施工に伴い発生する建設廃棄物は、下表に示す処理施設への搬出を計画している。

なお、次表は積算上の条件明示であり、明示する処理施設での受け入れが困難となった場合などにより、明示する施設と異なる施設へ搬出せざるを得ないなどの場合は設計変更の対象とする。但し、受注者の責による場合はこの限りではない。

また、アスファルト・コンクリート塊の搬出先について、上記6（1）の条件を満たさない施設を選定する場合には、監督員と協議すること。

廃棄物処理施設

建設副産物の種類	鉄筋コンクリート塊	無筋コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
①受け入れ場所	該当なし	該当なし	該当なし
②受け入れ時間帯			
③受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいる。		
④仮置き等			
⑤受け入れ条件			
備 考			

建設副産物の種類	建設発生木材	建設汚泥 (中間処理～最終処分)	その他 (有価物)
①受け入れ場所	該当なし	該当なし	該当なし
②受け入れ時間帯			
③受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいる。		
④仮置き等			
⑤受け入れ条件			
備 考			

8. 建設発生木材の運搬処理について

①運搬処理計画について

本工事に伴い発生する木材(伐木・除根材を含む)の運搬処理は、ダンプトラックt、-台により運搬し、処理量-m³とし、運搬車両は仮定規格、運搬処理量は概算数量として見込んでいる。

このため、受注者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬処理計画(運搬車両規格、荷台寸法、計画台数等)を立案し、施工計画書へ記載のうえ予め監督職員と協議を行うこと。

運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。但し、受注者の責による場合はこの限りではない。

また、処理量については、マニフェストによる数量確認により設計変更の対象とする。

②運搬処理の管理について

建設発生木材のダンプトラック搬出にあたっては、運搬車両の規格、荷台寸法毎に1台当りの搬出量が確認できる荷姿の写真を各1枚撮影し、それに台数を乗ずるなどの手法で全体搬出量を把握すると共に、搬出状況写真と併せて管理資料へ添付すること。

9. 解体工事等における発生材の処分及び有価物の処分について

発生材の処分は全て、島根県東部産業廃棄物処理許可業者による。ただし、有価物については松江市内業者とし、松江広域再生資源協同組合を優先するものとする。

備考：「有価物」について

松江広域再生資源協同組合(松江市西持田町・竹矢町の2施設)で取扱う物

○鉄くず(磁石で引っ付く物)

- ①H型鋼類 ②C型鋼類 ③鉄板類 ④鉄筋類 ⑤パイプ類 ⑥鋳物類
- ⑦機械類 ⑧ブリキ・トタン類

○非鉄金属(磁石で引っ付かない物)

- ①銅線くず ②アルミサッシ・ドア類 ③ステンレスサッシ・ドア類
- ④黄銅類 ⑤鉛管

なお、「有価物」の判断に困った場合は、監督職員と協議すること。

建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※当てはまる□に「レ」印または「■」を記入

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	鉄筋コンクリート	無筋コンクリート	アスファルトコンクリート	木 材
施設の名称	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
所 在 地	-	-	-	
受入時間(参考)	-	-	-	
仮置き等	-	-	-	-
受入条件(参考)	-	-	-	-
備 考				

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____万円

施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている標準的な記載事項に独自項目を追加したものである。

記載事項	内 容	
工事概要	工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金、発注者、工事内容	
計画工程表	曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成	
現場組織表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担、近隣からの要望への対応	
指定機械	設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械 機種、メーカー名、形式、台数、使用工種等	
主要船舶・機械	設計図書で指定されていない使用機械	
主要資材	指定材料、主要材料、材料試験方法	
施工方法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置 仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容、仮設工、地下埋設物への対応、架空線への対応	
施工管理	工程管理	実施工程の手法・管理方法、関連他工事との調整
	品質管理	品質管理計画表、社内検査員の設定、精密機器の校正記録
	写真管理	写真管理計画表
	出来形管理	出来形管理計画表
段階確認	段階確認計画表、品質証明（社内検査）計画表	
安全管理	安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針 KY記録票の様式	
安全訓練の活動計画	安全教育、安全訓練の実施計画	
緊急時の体制及び対策	事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、 異常気象等の防災対策、事故報告、豪雨・豪雪時の対策・体制	
交通管理	交通管理、交通処理、過積載防止、交通誘導員配置計画	
環境対策	大気汚染、水質汚濁、振動・騒音対策	
現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策、熱中症対策	
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書 建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書 建設発生木材運搬処理計画	
イメージアップの実施内容	特記仕様書で「イメージアップの実施内容」を規定した工事を対象	
その他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。 官公庁等手続き一覧（警察署、労働基準監督署、道路管理者等） 地元への周知 「水道工事施工管理基準」記載管理項目のうち、当該工事に関する事項	

なお、「施工計画書作成上の留意点」を島根県ホームページ>技術管理課>技術管理情報>島根県工事共通仕様書>5. 島根県公共工事共通仕様書特記事項に掲載している。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5条 受注者は、この契約による業務の実施に当たって、個人情報を事業所から持ち出さないものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第8条 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(従業者の明確化)

第9条 受注者は、個人情報を取扱う業務に従事している者を明確にし、発注者から要請があった時はその者を速やかに報告するものとする。

(従業者に対する監督・教育)

第10条 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報の保護に関して必要な事項を教育するとともに、その監督を行うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第12条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第13条 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第14条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第15条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の責任)

第16条 受注者は、個人情報の漏えいにより発注者に損害を与えた場合、その損害額等について協議のうえ、原契約及びこの特記事項の解除の有無に関わらず、原契約の定めに従うものとする。

(改善)

第17条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な改善をさせることができる。

工事における電子納品 特記仕様書

第1条 電子納品

電子納品とは、工事管理資料等の最終成果を電子データで納入することをいう。

第2条 適用図書

電子データの作成等については、国土交通省の要領・基準(案)等に準ずる。

ただし、これによりがたい場合は、島根県の電子納品運用ガイドライン(簡易版)を準用することを可とする。

第3条 適用範囲

電子納品の対象範囲は、監督員と協議し、決定するものとする。

なお、電子納品が著しく困難なもの(スキャナー等により電子化しないといけないもの、署名又は押印の必要な資料、伝票、ミルシート、カタログ等)は紙ベースのみの納品とする。

第4条 工事図面について

図面フォルダは、目次(エクセル)と最終の各図面をSXF(SFC)形式及びDXF(DWG)形式、PDF形式の3形式で格納する。

図面ファイルは、NN 図面名称.各拡張子 とする(NNは01~99)。100枚以上図面がある場合は、NNN(001~999)とすること。

図面の確認は、SXFブラウザで行うこととし、SXF変換で文字化け等がないかを確認すること。

第5条 工事写真について

写真フォルダには、島根県公共工事共通仕様書の写真管理基準(案)及び松江市水道局水道工事施工管理基準に基づき、デジタルカメラで撮影した電子データをJPGファイルとして保存する。

デジタルカメラの画素数は100~200万画素(300~500KB程度)とする。

市販のデジタルカメラは高画素数も普及しているが、パソコンへの負荷を考慮し避けること(カメラの画質設定を行うこと)。

フォルダ名はNN フォルダ名、写真ファイル名は NN 写真名.jpg とする(NNは01~99)。100枚以上写真がある場合は、NNN(001~999)とすること。

第6条 施工管理、品質管理資料について

施工管理・品質管理フォルダには、各種管理資料の電子データ(ワード、エクセル等)のオリジナルファイルと各種管理資料一覧をエクセル等で納めたフォルダを格納する。

特定のソフトで作成した資料については、PDFをオリジナルとすること。

ファイル名は10文字程度の解りやすい名前を付け、1ファイル5MB以下を目途とし、最大でも9.9MBまでとすること。

第7条 工事完成図書の提出

成果品の提出部数は、作成した電子媒体(CD-R)で2部提出する。電子媒体の作成にあたり、成果品の確認用に無償ビューワーをCD-Rに格納する。紙で管理した各種資料を1部提出する。

その他、疑義が生じた場合は別途監督員と協議するものとする。

第8条 電子納品に関わる費用

電子媒体作成に関わる費用については、受注者の負担とする。

現場代理人の兼務に関する特記仕様書 (令和3年発生豪雨等災害特例適用)

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る主任技術者の専任及び現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて」(令和3年12月1日付松水営第386号、令和4年1月31日付松水営第464号通知。以下、「R3災害特例」という。)に基づき、本工事に適用する。

(現場代理人の兼務の申請)

第2条 受注者は、次の各号に該当し、同一の現場代理人が工事現場の運営、取締り及び権限の行使をする上で支障がない場合は、様式1により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。

(1) 次の要件を全て満たす建設工事

- ① 兼務する建設工事の契約金額が共に3,500万円未満であること。
- ② 兼務する建設工事は松江市が発注または監督する工事に限るものとし、かつ工事現場間の移動距離が10km程度までであること。

ただし、R3災害特例を適用し兼務する建設工事は、松江市上下水道局、松江市(松江市長名での発注分)及び島根県(松江県土整備事務所管内に所在する農林水産部及び土木部の地方機関)が発注または監督する工事に限るものとし、かつ工事現場間の移動距離が10km程度までであること。

なお、工事の規模・内容等により工事現場の運営取り締まり等に支障がないと事業担当課長が認める場合には、この限りでない。

- ③ 発注者または監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

(2) 次に該当する場合

- ① 密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は隣接した場所において施工する場合。

(兼務できる工事の数)

第3条 一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、前条第1項第1号に該当する場合は2件までとする。

2 前項のほか、当面の間、次のとおり兼務できるものとする。

- (1) 一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、松江市上下水道局及び松江市が発注するものに限り、最大3件(島根県が発注する工事は除く。)までとする。

- (2) 前条第1項第1号②のただし書きに該当し、兼務する工事のうち少なくとも1件が令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事(災害復旧その他関係する工事等を含む。)であり、契約金額が共に3,500万円未満である場合は一の現場代理人が管理できる建設工事の数は最大5件まで、契約金額が3,500万円以上の場合には最大2件までとする。

ただし、島根県が発注する工事との兼務については、令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事を1件以上含み、かつ双方の発注者が兼務を認める場合に限るものとする。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第4条 発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場間の移動時間及び距離、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

(承認・非承認の通知)

第5条 発注者は、現場代理人の兼務について承認する場合には様式11により、また承認しない場合は様式12により、速やかに受注者に通知するものとする。

(工事成績評定点への反映等)

第6条 兼務を承認した工事において、工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、不良(粗雑)な工事となった場合などは、工事成績評定点への反映を行うとともに、指名停止措置等の対象となる場合がある。

様式1

令和 年 月 日

松江市上下水道事業管理者

様

(受注者名)
商号又は名称
代表者

現場代理人の兼務について(申請)

「〇〇工事(今回申請する工事名)」に配置の現場代理人について、下記のとおり兼務したく、申請します。

記

1. 兼務予定の工事の状況

発注者	
工事名	
施工箇所	
請負金額	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
兼務予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
現場代理人	
工事位置図	別紙のとおり。(工事位置図・委託範囲・移動経路等を明記すること)

※兼務予定の工事が複数ある場合は、別紙に該当事項を記載すること。

2. 工事現場を離れる際の連絡体制

別紙のとおり ※連絡体制図等を添付すること。

3. 本申請にあたり、以下のことを確約します。

- 1) 工事現場を離れる際は、常時連絡が取れる体制を確保するとともに、工事現場の運営、取締等に十分配慮します。
- 2) 工事現場を離れた際に、発注者又は監督員から求められた場合には、速やかに工事現場に向かいます。
- 3) 他工事との兼務が解消された場合は、速やかに報告します。

様式1

兼務予定の工事の状況

発注者	
工事名	
施工箇所	
請負金額	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
兼務予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
現場代理人	
工事位置図	別紙のとおり。(工事位置図・委託範囲・移動経路等を明記すること)

発注者	
工事名	
施工箇所	
請負金額	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
兼務予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
現場代理人	
工事位置図	別紙のとおり。(工事位置図・委託範囲・移動経路等を明記すること)

発注者	
工事名	
施工箇所	
請負金額	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
兼務予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
現場代理人	
工事位置図	別紙のとおり。(工事位置図・委託範囲・移動経路等を明記すること)

発注者	
工事名	
施工箇所	
請負金額	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
兼務予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
現場代理人	
工事位置図	別紙のとおり。(工事位置図・委託範囲・移動経路等を明記すること)

R4 年度

松江市漁業集落排水処理施設
手結処理区機能保全施設整備工事(第 4 期)

特記仕様書

令和 4 年度

松江市上下水道局

第1章 総 則

1. 適用範囲

本特記仕様書の適用範囲は、本工事に適用するものであり、法令その他特別に定めるものの他はすべて本仕様書に準拠し、局係員（以下、監督員と称す）の指示により工事の施工に当たらなければならない。

2. 工事名称

R 4 年度 松江市漁業集落排水処理施設手結処理区機能保全施設整備工事(第4期)

3. 工事場所

松江市鹿島町

4. 施工期間

契約日の翌日から令和5年2月28日

5. 工事概要

本工事は、松江市鹿島町にある漁業集落排水施設手結処理場の電気計装設備を更新する工事を行う。

6. 法令・条例等の遵守

本工事の施工に際し、関連法令・条例等はこれを厳守し、工事施工に伴う届出・手続き等は請負人が代行するものとし、これらに要する費用は請負者負担とする。

また、請負者は常に連絡を密とし工期を遵守すること。

7. 準拠規格

本工事に準拠すべき規格並びに工事基準は、特に記載のない事項は下記による。

- (1) 水道施設設計指針
- (2) 電気設備技術基準
- (2) J I S （日本工業規格）
- (3) J E C （電気規格調査会標準規格）
- (4) J E M （日本電機工業会標準規格）
- (5) J C S （日本電線工業会標準規格）
- (6) J I L （日本照明器具工業会規格）
- (7) 電力会社内線規定

(8) その他関係諸法規

8. 疑義及び不明点

工事施工及び製作上において仕様書／設計図等に疑義又は不明点が生じた場合本市係員（以下、監督員と称す）の解釈が優先するものとする。

また、本仕様書及び設計図に明示されていない事項でも、本工事に必要な設備は請負人の負担において施工するものとする。

9. 承認申請図

請負者は機器製作及び工事の施工前には必ず承認申請図を提出し、監督員の承認を得ること。

承認を得るまで機器製作及び工事施工に着手してはならない。

10. 完成図書

請負者は工事完了後、すみやかに完成図書を提出しなければならない。

完成図書は下記を包含する。

(1) 施設設備完成図書

- ・ 工事完成施工図（竣工図）
- ・ 各種機器取扱説明書
- ・ 主要機器試験成績書
- ・ 諸官署ほか提出書類控
- ・ 維持管理に必要な運転要領書、説明図書
- ・ PLCプログラム（ラダー図：説明付）
- ・ 設備台帳

※上記の書類全てPDFにしてメディアファイル（A4）にて収めること

但し、工事完成施工図（竣工図）は、別途「工事における電子納品 特記仕様書」に基づき収めることとするが、JWW形式でも格納すること。

(2) 管理図書

- ・ 工事打合せ簿（正）
- ・ 工事写真（電子データ）
- ・ 施工に伴う試験成績表、測定結果表

※上記の書類全てPDFにしてメディアファイル（A4）にて収めること

但し、工事写真は、写真データも収めること。

(3) 竣工図面帳

- ・ 竣工図（A3サイズ別冊にて）

(4) PLCプログラムファイル

- ・ (1)施設設備完成図書のPLCプログラムとは別冊で提出すること。
内容は、電子データ及び紙ベースとする。

(5) その他の本局の指定するもの

提出部数は別途指示する。

1 1. 施工中検査及び工程写真撮影

(1) 施工中検査

監督員の指示した工程に達したときは、監督員の検査を受けなければ次工程に移行してはならない。

(2) 工程写真

請負者は監督員の指示に従い、竣工後外部から明視できなくなる箇所、あるいは重要と認められる工事に際し、施工状況を撮影し、工事写真帳に整理し監督員が随時点検できるよう常備すること。

また、本工程写真は工事完了届に添えて提出しなければならない。

1 2. 工事立会

水中・地下等に埋没（埋設）する工事、その他竣工後明視できなくなる箇所を施工するとき、又は材料の調合をする工事を施工する場合は、監督員の立会を得て施工するものとする。

1 3. 工事現場管理

(1) 請負者は工事現場が隣接し、又は同一場所において施工する別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないよう処置しなければならない。

(2) 請負者は、工事現場内の労働安全に留意し、風紀及び衛生の取締り並びに火災・盗難その他事故防止について責任をもって十分な注意を払わなければならない。

(3) 工事によって他の既設工作物に損傷を与えた場合は、請負者の負担で修理しなければならない。

1 4. 工事検査

(1) 請負者は、工事検査に協力しなければならない。

(2) 検査に際し、分解検査等を受けた場合は請負者の負担で遅滞なく復旧しなければならない。

1 5. 後片付け

工事の後片付け、清掃、仮設物の撤去等は監督員の指示により、すみやかに実施し、遅くとも工事期間内に完了しなければならない。

1 6. 施工工事

(1) 工事は、設計図書及び本仕様書の規定に従い、かつ、関係法規等の定めるところにより優秀な技術をもって責任施工しなければならない。

請負者は入念な現地踏査を実施し、現況を把握した上で設計図書及び現況間に相違点（不具合が生じる）を発見した場合監督員に相談すること。

また、上記仕様書等に明記がない場合でも、必要なものは請負者の負担で施工するものとする。

(2) 工事は、仕様書・契約書及び設計図書によるほか監督員の指示に従い施工しなければならない。

17. 軽微な変更

工事の取り合いの関係等で軽微な変更を行う必要を生じた場合は、請負者は監督員の承認を受け、請負者の負担において変更施工できるものとする。

18. 仮設物

請負者詰所、工作小屋、材料置場、便所等の仮設物を設ける場合は位置その他について、監督員の承認を受けなければならない。

19. 工事用水及び電力

工事用水、電力、電話等は全て請負者の負担において施設するものとする。

20. 保証

請負者は、竣工検査後2ケ年以内に設計又は施工等の原因により不具合を生じた場合は、責任をもって補修しなければならない。

第2章 一般仕様

第1節 電気設備共通事項

1. 周波数

本設備の機器、器具等の定格周波数は特記なき場合はすべて60HZとする。

2. 電源

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 動力電源 | 3φ3W AC200V |
| (2) 制御電源 | 1φ2W AC100V
DC24V |
| (3) 計器電源 | 1φ2W AC100V
DC24V |
| (4) 照明電源 | 1φ2W AC100V |

第2節 電気機器仕様

各機器は下記仕様を充分満足するものでなければならない。

1. 低圧用機器

(1) 配線用遮断器

- | | |
|----------|--|
| 1) 規 格 | JIS C-8201-2-1 |
| 2) 短絡容量 | 設置箇所に対して十分な遮断容量を有するものとする。又、過負荷電流に対して必要な限時特性を有するとともに、短絡電流に対して速やかに遮断することができるものとする。 |
| 3) 定格電流 | 設計図による |
| 4) そ の 他 | 主回路への装置は、堅固に固定することとし、必要 に応じ補助接点及び自動遮断警報接点を付属する。 |

(2) 漏電遮断器

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1) 規 格 | JIS C-8201-2-2 |
| 2) 保護目的 | 地絡保護、過電流保護及び短絡保護兼用 |
| 3) 定格電流 | 設計図による |
| 4) 定格遮断電流 | 設置箇所の遮断容量以上 |

(3) 電磁接触器

- | | |
|-----------|--------|
| 1) 定格使用電圧 | AC200V |
| 2) 極 数 | 2極、3極 |

- | | |
|--------------|---|
| 3) 定格電流 | 各負荷容量に適合するもの |
| 4) 性 能 | AC3級 1号 1種 |
| 5) 規 格 | JIS C-8325 |
| 6) 付属品 | JEM-1038
銘板、補助接点
その他必要なもの |
| (4) 計器用変流器 | |
| 1) 形 式 | 屋内用モールド形 |
| 2) 最高電圧 | 1150V |
| 3) 定格電流 | 1次 設計図書による |
| 4) 相 数 | 三 相 |
| 5) 定格負荷 | 接続される継電器、計器類の負荷をまかなえる容量とする。 |
| 6) 誤差階級 | 1.0級 |
| 7) 規 格 | JIS C-1731 |
| 8) 付属品 | 銘板、その他必要なもの |
| (5) 計器用変圧器 | |
| 1) 形 式 | 屋内用 |
| 2) 1次電圧 | AC200V |
| 3) 2次電圧 | AC100V |
| 4) 容 量 | 設計図書による |
| 5) 規 格 | JIS C-1731 |
| (6) 進相コンデンサー | |
| 1) 形 式 | 屋内用 |
| 2) 定格電圧 | 200V |
| 3) 相 数 | 三相 |
| 4) 定格容量 | 特記なきものについては、原則として内線規定によるが、負荷の力率等を考慮し承認図により決定する。 |
| 5) 規 格 | JIS C-4901 |
| 6) 付属品 | 銘板、放電抵抗、その他必要なもの |
| (7) 保護用継電器 | |
| 1) 準拠規格 | JIS C-8325 |
| 2) 種 類 | 過電流 (必要により2要素・3要素) |
| 3) 復帰方式 | 手動 |
| 4) 付属品 | 銘板、補助接点、その他必要なもの |

(8) 補助リレー、タイマー等

プラグイン形を原則とし、JEC-1230に準拠すること。

但し、タイマー、ラッチリレー等特殊な継電器は除く。

(9) 指示計器

1) 準拠規格	JIS C-1102 JIS C-1103
2) 形 式	埋込広角形 (110mm角)
3) 定 格	設計図書による
4) 精 度	±1.5%

第3節 配電盤共通仕様

- | | |
|---|--|
| (1) 準拠規格 | JEC 1265 |
| (2) 定 格 | 3φ3W AC200V 60Hz
1φ2W AC100V 60Hz |
| (3) 定格絶縁電圧 | AC600V |
| (4) 定格電流 | 各盤に適したもの |
| (5) 制御電源 | AC100V |
| (6) 低圧閉鎖配電盤の形 | C形以上 |
| (7) 構 造 | |
| 1) 列盤相互間は仕切板を設け、電線類貫通部の穴明は可とするが、最小限の寸法とする。
又、盤間相互配線には中継端子台を設け、分割搬入が可能な列盤構造とする。 | |
| 2) 扉取手の形状、寸法、取り付け高さはすべて統一すること。 | |
| 3) 扉取手には鍵による施錠を設け、鍵はすべての盤に対し統一すること。 | |
| (8) 付属装置 | |
| 盤内付属装置として下記を有すること。 | |
| 1) 扉施錠装置 (全盤共通キーとする) | 1 式 |
| 2) 盤内照明灯 AC100V | 1 式 |
| 3) 照明灯用ドアスイッチ | 1 式 |
| 4) 点検用コンセント AC100V | 1 式 |
| (9) 塗装色 | 屋内：マンセル 5 Y 7 / 1 半艶
屋外：マンセル 5 Y 7 / 1 全艶 |
| (10) 付属品 | |
| 1) 補修塗料 | 100CC |
| 2) 刷毛 | 1 本 |
| 3) 標準付属品 | 1 式 |
| (11) 予備品 | |
| 1) 各種ヒューズ | 100% |
| 2) 表示灯 | 取付数の20%
(但し、LEDの場合は各種取付品 1 個) |
| 3) 予備キー | 1 個 |
| 4) 標準予備品 | 1 式 |

第4節 配電盤仕様

(1) 汚水処理制御盤

- 1) 形式 屋内自立型
- 2) 数量 1面
- 3) 寸法 設計図を参照し、納入仕様書により決定
- 4) 材質
 - ・ (1)箱体 : SEHC-P t=2.3mm
 - (2)扉 : SEHC-P t=2.3mm
 - (3)器具板 : SEHC-P t=2.3mm
 - (4)ベース : 鋼板製 t=5.0mm
- 5) 盤面取付器具
 - (1)各種銘板(NP)
 - (2)各種表示灯(SL)
 - (3)交流電流計(A)
 - (4)操作スイッチ(CS)
 - (5)その他必要なもの
- 6) 盤内取付器具
 - (1)配線用遮断器(MCCB)
 - (2)漏電遮断器(ELCB)
 - (3)電磁接触器(MC)
 - (4)同上用サーマルリレー
 - (5)各種タイマー
 - (6)盤内照明灯
 - (7)端子台及び内部配線
 - (8)その他必用なもの
- 7) 遠隔監視項目
 - (1)デジタル36点: 停電、運転、故障、満水警報等
 - (2)アナログ1点: 放流流量指示用
 - (3)パルス1点: 放流流量積算用
- 8) 付属品
 - (1)架台(1,600mmW×500mmD×100mmH) : 1式
 - (2)ランプ: 取付け数の20% : 1式
 - (3)ヒューズ: 取付け数の100% : 1式
 - (4)グローブ: 取付け数の100% : 1式
- 9) 特記事項
 - (1)電流計は、耐食増仕様とする。

(2) 計装盤

- 1) 形 式 屋内自立型
- 2) 数 量 1 面
- 3) 寸 法 設計図を参照し、納入仕様書により決定
- 4) 材 質
 - (1)箱体 : SEHC-P t=2.3mm
 - (2)扉 : SEHC-P t=2.3mm
 - (3)器具板 : SEHC-P t=2.3mm
 - (4)ベース : 鋼板製 t=5.0mm
- 5) 盤面取付器具
 - (1)各種銘板(NP)
 - (2)【流量記録計】
 - (3)その他必要なもの
- 6) 盤内取付器具
 - (1)配線用遮断器 (MCCB)
 - (2)盤内照明灯
 - (3)端子台及び内部配線
 - (4)放流流量計変換器
 - (5)【遠隔監視システム用端末】
 - (6)その他必用なもの
- 7) 付属品
 - (1)ランプ : 取付け数の 20% : 1 式
 - (2)ヒューズ : 取付け数の 100% : 1 式
 - (3)グローブ : 取付け数の 100% : 1 式

第 5 節 計装機器仕様

1. 共通事項

- (1) 計装機器は電子式を原則とし、伝送信号は直流統一信号とする。
- (2) 計装機器は同一機器にあつては、極力互換性をもたせる。
- (3) 屋外設置機器は防蝕、防水処理を施したものであること。

2. 電磁流量計 数量 1 台

- (1) 放流流量計
- (2) 型 式 電磁式(潜水型)
- (3) 測定範囲 20.0m³/時
- (4) 構 成
 - 1) 検出器 : 潜水型 50A

- 2) ダミー管 : 50A
- 3) 変換器 : AC100V
- (5) 構成
 - 1) 本体 硬質塩化ビニル
 - 2) 電極口 SUS316L
- (6) 測定対象 処理水(塩素含む)
- (7) 付属品
 - 1) 専用ケーブル : 10m程度
 - 2) 中継接続箱
 - 3) 延長用専用ケーブル : 30m程度
 - 4) 放流配管 (VPφ200) : 1式 (接続材、サポート等含む)
 - 5) その他必要なもの
- (8) 特記事項
 - 1) 検出器は、セキ板に取付ける。
 - 2) 変換器は、計装盤内に設置する。

2. 記録計 数量 1台

- (1) ペーパーレスレコーダ
- (2) 要 項
 - 1) アナログ信号 1点以上
 - 2) パルス信号 1点以上
 - 3) パネル LCD液晶表示、タッチパネル
 - 4) パネル表示内容 瞬時値、積算値
 - 5) 内部メモリ フラッシュメモリ500MB以上
 - 6) 外部記憶メディア対応 SDカード、USBフラッシュメモリ等
 - 7) 電源 AC100V
- (3) 付属品
 - 1) 外部記憶メディア SDカード1GB以上

3. 遠隔監視装置 数量 1台

- (1) 機種 デバイスエクスペローラ OPC サーバ (株)たけびし製) との接続性が確認されている機種
- (2) 伝送ポート Ethernet
- (3) 伝送路 (株)NTTドコモ アクセスプレミアムLTE
※但し、回線は打合せの上、最終決定とする
- (4) 伝送量
 - 1) デジタル : 36点以上
 - 2) アナログ : 1点以上
 - 3) パルス : 1点以上

- (5) 測定信号 4~20mA DC/1~5V DC
- (6) 警報出力
 - 1) 通信異常 (無電圧a接点)
 - 2) 電源異常 (無電圧a接点)
- (7) 付 属 品 標準付属品

第6節 工事範囲

(1) 本工事

- 1) 汚水処理制御盤設置工事
- 2) 計装盤設置工事
- 3) 放流流量計設置工事
- 4) 流量計専用ケーブル配線工事【放流流量計～計装盤間】
- 6) 既設盤撤去工事
- 7) その他必要な工事（盤内加工含む）

第7節 工事仕様

1. 共通事項

(1) 工事種目、配線方法、機器の配置その他は設計図による。

(2) 保安装置

特に記載なくとも、最小電線を保護するのに十分な電流容量、及び電路中、これを設置する箇所における必要な遮断容量をもつ保安装置を設ける。

(3) ケーブル仕様

1) 本工事における電線及びケーブルは下記による。

600V架橋 ^ホ ポリエチレン絶縁耐燃性 ^ホ ポリエチレンシースケーブル	(600V EM-CE)
制御用 ^ホ ポリエチレン絶縁耐燃性 ^ホ ポリエチレンシースケーブル	(EM-CEE)
制御用 ^ホ ポリエチレン絶縁耐燃性 ^ホ ポリエチレンシースケーブル(遮蔽付)	(EM-CEE-S)
600V耐燃性 ^ホ ポリエチレン絶縁電線	(EM-IE)
市内対 ^ホ ポリエチレン絶縁耐燃性 ^ホ ポリエチレンシースケーブル	(EM-CPEE)
その他、使用機器により特に要求するケーブル	

2) 電線サイズ

機器の負荷容量が変わった場合、内線規定の電圧降下及び電線の太さの規定にて計算し、係員の承認後ケーブルサイズの変更を行う。

3) 電線の接続

芯線相互の接続は、原則として圧着端子、スリーブなどの接続金具を使用する。

4) 電線と器具端子との接続

- ・接続は、十分締め付け、ゆるむおそれのある場合は二重ナット又はスプリングワッシャを使用する。
- ・器具端子が押しネジ形又は、これに類する構造でない場合の電線には圧着端子又は、鋼管端子を取付ける。

5) 電線管の布設

- ・管路の埋込又は貫通は、監督員の指示に従い、建造物及び強度に支障のないように行う。
- ・管を造営材に取付けるには、取付ける間隔は2m以内とする。ただし管端、管相互の接続点及び管とボックスとの接続点では、接続点に近い点で管を固定する。
- ・配管の一区間が10mをこえる場合、または技術上必要とする箇所には、プルボックスを設ける。

6) 管路の接続

- ・管相互の接続は、カップリング又は、ネジ無しカップリングを使用し、ねじ込み、突き合わせ及び締め付けは十分に行う。
管とボックスの接続がねじ込みによらないものは、内外面にロックナットを使用して接続する。
- ・接地を施す配管には、管とボックスとの間にボンディングを行う。
- ・露出配管は、係員の指示する塗装を施す。

第8節 試験及び検査

1. 一般事項

機器及び材料の製作完了後、現場において監督員立会の上、試験及び検査を行う。

また、必要なものについては、所轄官庁の試験及び検査を受けなければならない。

検査は、本仕様書及び設計図書の承認図に基づくほか、J I S 試験等のあるものはそれに準拠する。

2. 試験及び検査

(1) 工場試験及び検査

- 1) 構造、外観及び寸法検査
- 2) 絶縁抵抗測定検査
- 3) 絶縁耐圧試験
- 4) 特性試験及び動作試験
- 5) 組合せ試験及び運転試験
- 6) その他、係員の必要と認めた試験

(2) 現地試験及び検査

- 1) 構造、外観及び寸法検査
- 2) 機器据付及び取付状況の検査
- 3) 接地抵抗測定検査
- 4) 組合せ試験
- 5) 操作試験及び運転試験
- 6) 特性試験及び総合調整試験
- 7) その他、係員の必要と認めた試験